

自主的避難等対象区域（平田村）の介護老人保健施設に入所していたが、同施設が避難者を大量に受け入れたために介護環境が悪化し、平成23年7月に肺炎を罹患して転院先の病院で死亡した高齢者について、原発事故の影響割合（10%）を考慮した上で、相続人である申立人らに慰謝料及び逸失利益等の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年7月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

被相続人の生命・身体的損害

(内訳)

ア 死亡慰謝料（申立人ら固有の慰謝料を含む。）	160万0000円
イ 逸失利益	55万4798円
ウ 文書料	7880円

2 期間

1、ウにつき、平成27年2月25日

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2項所定の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として、金216万2678円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年10月22日

(仲介委員 野崎薫子)